

学校生活に関する諸注意

1. 登下校に関すること

- (1) 朝8時20分までに校門を通過し、8時25分からHR教室でSHRと読書活動を行う。(目安として8時10分までに都営浅草線戸越駅、8時15分までに東急大井町線戸越公園駅に到着すること。)
- (2) オートバイ・車・原付自転車での通学は、認めない。(同乗も不可)
- (3) 自転車での通学は、「自転車通学届」を提出し許可され、自転車にステッカーを貼った者以外は出来ない。(貼る位置は後輪カバーの目立つ部分とする)
- (4) 17時00分以降は定時制の管理下となるので、全員16時55分までにはかならず下校すること。
- (5) 最後に教室を出る者は、窓を閉め、照明、エアコンのスイッチをOFFにし、黒板を拭いてから下校すること。
- (6) 登校後は下校まで外出してはならない。通院などのやむをえぬ事情で外出の必要があるときは、「外出許可証」に所要事項を記入のうえ、担任に願い出ること。

昼食は各自持参すること。やむなく持参できないときは校内のパン売店を利用すること。昼食並びに昼食購入のための外出は原則として許可しない。

2. 校内に関すること

(1) 校内・校外をとわず、下記のような行為をしてはならない。

ア. 喫煙・飲酒などの法によって禁じられた行為。なお、喫煙具所持（タバコ、ライター、マッチ等）についても同等の行為として扱う。また、飲酒、喫煙をしていた者と一緒にいた場合は、同席とみなし特別指導の対象となる。

イ. 暴力・暴言行為

ウ. 不正行為

エ. 器物破損

オ. 薬物乱用行為

カ. 迷惑行為（SNS等による行為も含む）

キ. 他者の人権無視、いじめ行為

ク. その他公共の利益に反する行為

ケ. 法律・条例に違反する行為

(2) ガラス、その他学校の器物は大切に取扱い、万一誤って破損・紛失等をした場合は直ちに学級担任（または関係の教員）に届け出ること。この場合その一部または全部を弁償しなければならないことがある。

(3) 学校の施設および環境の保全に留意し、公共物を汚損しないよう心掛けること。

ア. トイレ・洗面所を清潔に使用すること。職員・来客用トイレは使用しない。

イ. 履物は校舎内用・体育館用・グラウンド用・登下校用の区別を厳守すること。

ウ. 教室・部室・生徒会室はそれぞれの責任において管理すること。

- (4) 校舎内でのバットの素振り、ボール遊びなどは危険につき行わないこと。
- (5) トランプ・将棋・ゲーム機器など学校に必要なものは持って来ない。
- (6) 生徒が印刷室を使用するときは、必ず教員の許可を得、教員立ち会いのもとに行う。
- (7) 授業中および定期考査時は、携帯電話の電源を切りかばん等にしまうこと。

3. 貴重品の保管及び遺失物

- (1) 学用品・その他所持品には、自己の学年・組・氏名を明記すること。
- (2) 現金・貴重品類は、短時間でも教室や更衣室に放置しないよう注意すること。体育の授業、部活動時は、教員に預けるか、身につけるか、ロッカーにしっかりした鍵をつけ保管すること。
- (3) 所持品を紛失したときは「紛失届」に記入のうえ担任に報告し、認印を得て、生活指導部に提出すること。

4. 校外活動などに関すること

- (1) 休日に旅行するときは、事前に、「旅行届」に日時、行き先等を記入し、保護者、担任ならびに生活指導部の認印を受け、経営企画室の窓口提出すること。この書類の提出により学割が交付される。
- (2) アルバイトは原則として禁止する。やむをえない理由によって行う場合は保護者が「アルバイト許可願い」を学校（担任）へ届けること。高校生（未成年者）の仕事は労働基準法で細か

く規制されている。

- (3) 姓名・住所・保護者・保証人等に関し変更があった場合は、担任を通し学校長に届け出る。

5. 頭髪について

高校生としてふさわしい髪型とし、染色・脱色・その他縮毛・パーマ・エクステ、極端な刈り上げ等の加工をしないこと。（一切手を加えないこととは、ヘアーアイロン・ドライヤー・コテ等のかけ過ぎによる変色も同様とする。）なお、眉毛についても同様の扱いとする。一度でも染色・脱色、または加工した場合には、指導の対象となる。定期的に頭髪検査を行う。

6. その他

- (1) 装飾品のピアス・ネックレス・イヤリング類等、指輪等、カラーコンタクト・ディファイン等の特殊コンタクトレンズ類は禁止とする。また、マニキュア・つけ爪（スカルプ等）等についても禁止とする。

規程5, 6に従わない場合は、再登校指導も含め学年指導、生活指導部指導、管理職指導となる。

- (2) 生徒の政治的活動等について

- ① 校内において生徒がその本来の目的を逸脱し教育活動の場を利用して、選挙運動や政治的活動を行うことを禁止する。
- ② 校内において施設の管理上の支障、他の生徒の学習への支障、その他教育を円滑に実施する上での支障を制限又は禁止する。

- ③ 校外において違法なもの、暴力的なもの、熱中しての学業や生活への支障、他の生徒の学業や生活への支障、学校教育の円滑な実施への支障を状況に応じ、制限又は禁止する。

服 装 規 定

服装は清楚、端正、清潔を旨とし、高校生としての品位を保つよう心掛けること。通学に際して、及び校内では、本校で定めた下記の制服を着用し、身だしなみを整えること。

なお、夏季（6月～10月）においては、上着（女子はリボンも含む）を着用しなくても良い。また、服装以外でも、本校の規定の身だしなみを心掛け、装身具は身につけず、化粧はしない。

守られない場合は、再登校の指導とする。

制服の改造については、一切認めない。改造を行った場合は再購入とし、指導の対象とする。